

## 令和8年度 福島区広報誌「広報ふくしま」企画編集業務委託事業者選定委員会開催要綱

### (目的)

第1条 「令和8年度 福島区広報誌「広報ふくしま」企画編集業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するものとして公募型企画競争方式により優先交渉権者を選定するにあたり、有識者による公平かつ適正な審査を行うため開催するものとする。

### (聴取事項)

第2条 委員会において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1)選定基準等に関すること。
- (2)企画提案内容の審査及び優先交渉権者の選定に関すること。
- (3)その他、優先交渉権者の選定に関して必要なこと。

### (委員会の委員)

第3条 委員会の委員は、外部委員3名（デザイン関係専門家 1名、福祉関係専門家 1名、中小企業診断士 1名）により構成する。

2 委員は福島区長が選任する。

### (委員会)

第4条 委員会は、非公開とする。

### (委員長)

第5条 委員会の委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議事を進行する。

3 委員長に事故がある場合には、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。

### (開催期間)

第6条 委員会を開催できる期間は、優先交渉権者決定までとする。

### (開催方法)

第7条 委員会は、当区指定場所またはオンラインで開催する。

2 第2条第1項第1号については、委員からの書面等による意見の聴取をもって委員会の開催に代えることができる。

3 第1項の場合においては、一部の委員から、委員会での意見に代えて書面等による意

見の表明を要望された場合、その意見を当該委員会の場で聴取したものとみなすことができる。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を人に漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

2 委員は、別途定める「関係業者等との対応について」を遵守するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福島区役所企画総務課（企画推進）において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、福島区長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月9日から施行することとし、優先交渉権者決定日をもって廃止する。